

開 会 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

澤山美恵子君。

○3番（澤山美恵子君） きのうの私の発言の中で、トラックに乗せてというべきところを、トラックの荷台にと誤って発言をいたしましたので、議事録の修正をお願いいたします。申しわけありませんでした。

○議長（小松則明君） ただいま澤山美恵子君から発言の修正の申し出がありましたが、修正を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議ありませんので、発言の修正を許可することに決定いたしました。

○

日程第1 議案第58号 大槌町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

日程第2 議案第59号 大槌町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

日程第3 議案第60号 大槌町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

日程第4 議案第61号 大槌町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

日程第5 議案第62号 大槌町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

日程第6 議案第63号 大槌町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

日程第7 議案第64号 大槌町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

○議長（小松則明君） お諮りいたします。日程第1、議案第58号及び日程第2、議案第59号と日程第4、議案第61号から日程第7、議案第64号まで、大槌町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについてでありますので一括議題とし、日程第3、議案第

60号においては、除斥の関係がありますので、その後に議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小松則明君) 御異議ありませんので、議案第58号及び議案第59号と議案第61号から議案第64号まで一括議題とし、議案第60号についてはその後に審議することに決定いたしました。

日程第1、議案第58号及び日程第2、議案第59号並びに日程第4、議案第61号から日程第7、議案第64号までの大槌町農家業委員会委員の任命に関し同意を求めることについてを一括議題といたします。

提案理由の説明、内容説明は終了しておりますので、直ちに質疑に入ります。(「なし」の声あり) 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、提案の趣旨に鑑み、この際討論を終結し、採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小松則明君) 御異議なしと認めます。よって、討論を終結し、採決を行います。この採決は、無記名投票で行います。

ここで、議場の開閉並びに立ち会いについてお諮りいたします。採決の都合上、議場の開閉は議案第64号の採決が終了するまで閉鎖とし、立ち会いについても議案第64号まで同一の立会人としてと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小松則明君) 異議なしと認めます。

最初に、議案第58号大槌町農家業委員会委員の任命に関し同意を求めることについてを採決いたします。

議場閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(小松則明君) ただいまの出席議員数は13名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番澤山恵美子君及び5番阿部三平君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長(小松則明君) 念のために申し上げます。本案に賛成の諸君は「賛成」と、反対の諸君は「反対」と記載願います。

なお、可否を表明しない白票及び賛否が明らかでない投票については反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。(「なし」の声あり)配付漏れなしと認めます。投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

○議長(小松則明君) 異状なしと認めます。

点呼に応じ、順次投票願います。点呼を命じます。

(点呼)

(各員投票)

○議長(小松則明君) 投票漏れはありませんか。(「なし」の声あり)投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。立会人の3番澤山美恵子君及び5番阿部三平君の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(小松則明君) 開票の結果を報告いたします。

○事務局長(瀧澤康司君) 報告いたします。

投票総数 12票

これは、議長を除く出席議員数に符号いたします。

有効投票 12票

無効投票 0票

有効投票中、

賛成 12票

反対 0票

以上です。

○議長(小松則明君) 以上のおおり、賛成者が全員であります。よって、本案は原案のおおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第59号大槌町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについてを採

決いたします。

ただいまの出席議員数は13名であります。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長(小松則明君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。(「なし」の声あり) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたさせます。

(投票箱点検)

○議長(小松則明君) 異状なしと認めます。

点呼に応じ、順次投票願います。点呼を命じます。

(点呼)

(各員投票)

○議長(小松則明君) 投票漏れはありませんか。(「なし」の声あり) 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。立会人の3番澤山美恵子君及び5番阿部三平君の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(小松則明君) 開票の結果を報告いたします。

○事務局長(瀧澤康司君) 報告いたします。

投票総数 12票

これは、議長を除く出席議員数に符号いたします。

有効投票 12票

無効投票 0票

有効投票中、

賛成 12票

反対 0票

以上です。

○議長(小松則明君) 以上のとおり、賛成者が全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第61号大槌町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについてを採

決いたします。

ただいまの出席議員数は13名であります。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長(小松則明君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。(「なし」の声あり) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

○議長(小松則明君) 異状なしと認めます。

点呼に応じ、順次投票願います。点呼を命じます。

(点呼)

(各員投票)

○議長(小松則明君) 投票漏れはありませんか。(「なし」の声あり) 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票いたします。立会人の3番澤山美恵子君及び5番阿部三平君の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(小松則明君) 開票の結果を報告いたします。

○事務局長(瀧澤康司君) 報告いたします。

投票総数 12票

これは、議長を除く出席議員数に符号いたします。

有効投票 12票

無効投票 0票

有効投票中、

賛成 12票

反対 0票

以上です。

○議長(小松則明君) 以上のとおり、賛成者が全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第62号大槌町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについてを採

決いたします。

ただいまの出席議員数は13名であります。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長(小松則明君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。(「なし」の声あり) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたさせます。

(投票箱点検)

○議長(小松則明君) 異状なしと認めます。

点呼に応じ、順次投票願います。点呼を命じます。

(点呼)

(各員投票)

○議長(小松則明君) 投票漏れはありませんか。(「なし」の声あり) 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。立会人の3番澤山美恵子君及び5番阿部三平君の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(小松則明君) 開票の結果を報告いたします。

○事務局長(瀧澤康司君) 報告いたします。

投票総数 12票

これは、議長を除く出席議員数に符号いたします。

有効投票 12票

無効投票 0票

有効投票中、

賛成 12票

反対 0票

以上です。

○議長(小松則明君) 以上のとおり、賛成者が全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第63号大槌町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについてを採

決いたします。

ただいまの出席議員数は13名であります。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長(小松則明君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。(「なし」の声あり) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

○議長(小松則明君) 異状なしと認めます。

点呼に応じ、順次投票願います。点呼を命じます。

(点呼)

(各員投票)

○議長(小松則明君) 投票漏れはありませんか。(「なし」の声あり) 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。立会人の3番澤山美恵子君及び5番阿部三平君の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(小松則明君) 開票の結果を報告いたします。

○事務局長(瀧澤康司君) 報告いたします。

投票総数 12票

これは、議長を除く出席議員数に符号いたします。

有効投票 12票

無効投票 0票

有効投票中、

賛成 12票

反対 0票

以上です。

○議長(小松則明君) 以上のとおり、賛成者が全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第64号大槌町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについてを採

決いたします。

ただいまの出席議員数は13名であります。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長(小松則明君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。(「なし」の声あり) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

○議長(小松則明君) 異状なしと認めます。

点呼に応じ、順次投票願います。点呼を命じます。

(点呼)

(各員投票)

○議長(小松則明君) 投票漏れはありませんか。(「なし」の声あり) 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。立会人の3番澤山美恵子君及び5番阿部三平君の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(小松則明君) 開票の結果を報告いたします。

○事務局長(瀧澤康司君) 報告いたします。

投票総数 12票

これは、議長を除く出席議員数に符号いたします。

有効投票 12票

無効投票 0票

有効投票中、

賛成 12票

反対 0票

以上です。

○議長(小松則明君) 以上のおおり、賛成者が全員であります。よって、本案は原案のおおり同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

○議長(小松則明君) 地方自治法第117条の規定により、12番阿部義正君の退席を求めます。

(阿部義正君、退場)

○議長(小松則明君) 日程第3、議案第60号大槌町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明及び内容は終了しておりますので、直ちに質疑に入ります。(「なし」の声あり) 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、提案の趣旨に鑑み、この際討論を終結し、採決したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小松則明君) 御異議なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

議案第60号大槌町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は、無記名投票で行います。

議場閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(小松則明君) ただいまの出席議員数は12名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に6番小笠原正年君及び7番東梅守君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長(小松則明君) 念のために申し上げます。本案に賛成の諸君は「賛成」と、反対の諸君は「反対」と記載願います。

なお、賛否を表明しない白票及び賛否が明らかでない投票は反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。(「なし」の声あり) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

○議長(小松則明君) 異状なしと認めます。

点呼に応じ、順次投票願います。点呼を命じます。

(点呼)

(各員投票)

○議長(小松則明君) 投票漏れはありますか。(「なし」の声あり)投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。立会人の6番小笠原正年君及び7番東梅守君の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長(小松則明君) 開票の結果を報告いたします。

○事務局長(瀧澤康司君) 報告いたします。

投票総数 11票

これは、議長を除く出席議員数に符号いたします。

有効投票 11票

無効投票 0票

有効投票中、

賛成 11票

反対 0票

以上です。

○議長(小松則明君) 以上のとおり、賛成者が全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(小松則明君) 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時43分

○

再 開 午前10時49分

○議長(小松則明君) 再開いたします。

○

日程第8 議案第65号 大槌町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて

○議長（小松則明君） 日程第8、議案第65号大槌町固定資産評価審査委員会委員の選任
に関し同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明及び内容説明はは終了しておりますので、直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、提案の趣旨に鑑み、この際討論
を終結し採決としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

議案第65号大槌町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについ
てを採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（小松則明君） ただいまの出席議員数は13名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に8番阿部俊作君及び9番東梅康悦君を
指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（小松則明君） 念のために申し上げます。本案に賛成の諸君は「賛成」と、反対
の諸君は「反対」と記載願います。

なお、賛否を表さない白票及び賛否が明らかでない投票は反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

（投票箱点検）

○議長（小松則明君） 異状なしと認めます。

点呼に応じ、順次投票願います。点呼を命じます。

（点呼）

（各員投票）

○議長（小松則明君） 投票漏れはありませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと

認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。立会人、8番阿部俊作君及び9番東梅康悦君の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長（小松則明君） 投票結果を報告いたします。

○事務局長（瀧澤康司君） 報告いたします。

投票総数 12票

これは議長を除く出席議員数に符号いたします。

有効投票 12票

無効投票 0票

有効投票中、

賛成 12票

反対 0票

以上です。

○議長（小松則明君） 以上のとおり、賛成者が全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（小松則明君） 11時10分まで休憩いたします。

休 憩 午前10時55分

○

再 開 午前11時10分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

○

日程第9 議案第66号 大槌町町税条例等の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第9、議案第66号大槌町町税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 議案第66号大槌町町税条例等の一部を改正する条例について説明いたします。

次ページの新旧対照表をお開き願います。

第1条、大槌町町税条例の一部改正中、第26条については人格のない社団等について、電子申告義務化に係る規定を適用しないこととする規定の整備であります。

下段から2ページ上段にかけての第27条については、障害者、未成年者、寡婦等に対する非課税措置の所得要件引き上げ及び控除対象配偶者の定員変更並びに均等割非課税限度額の引き上げに伴う改正及び規定の整備であります。

2ページ上段から3ページ上段にかけての第35条の2及び第35条の6については、前年の合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者については、基礎控除額が消失し、調整控除額を適用しないこととする所得要件を創設する改正であります。

3ページ中段から4ページ上段にかけての第37条の2については、年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件の見直しに伴う改正であります。

4ページ上段からの第49条については、大法人、資本金1億円超の法人などに対する申告書の電子情報処理組織による提出、電子申告義務についての規定の整備であります。

5ページをお開き願います。

第88条については、喫煙用の製造たばこの区分の創設に伴う規定の新設であります。

5ページ中段の第88条の2については、第88条を新設することに伴う条ずれの措置であります。

第89条の2については、加熱式たばこに係る税制上の取り扱いについて、その特性を踏まえ、製造たばことみなすこととする規定の新設に伴う規定の新設であります。

6ページ上段から8ページ下段にかけての第90条については、加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法について、重量と価格を紙巻きたばこに換算する方式とする等の課税方式の見直しに伴う規定の整備であります。

8ページ下段の第90条の2については、たばこの税率を本年10月1日から1,000本につき5,262円から5,692円に引き上げる改正であります。

8ページ下段から9ページ上段にかけての第91条については、第88条の条ずれに伴う改正となっております。

9ページ上段からの第93条については、第90条において定義語を置いたことによる規定の整備であります。

9ページ下段から10ページ上段にかけての附則第5条については、個人町民税の所得割非課税限度額の引き上げに伴う規定の整備となっております。

10ページ上段の附則第10条の2については、固定資産税の地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例制度の対象となる設備に、生産性向上特別措置法の規定に該当する中小企業の一定の設備が追加されたことによる改正となっております。

10ページ中段の附則第17条の2については、租税特別措置法の改正に伴う条ずれの整備の改正となっております。

10ページ下段の第2条大槌町町税条例の一部改正中、第90条については、加熱式たばこに係る課税方式の見直しに伴う改正であります。

11ページ中段の附則第10条の2については、法律改正に伴う項ずれの整備の改正となっております。

11ページ下段の第3条大槌町町税条例の一部改正中、第90条については、加熱式たばこに係る課税方式の見直しに伴う改正であります。

12ページ中段の第90条の2については、たばこの税率を平成32年10月1日から1,000本につき5,692円から6,122円に引き上げる改正であります。

12ページ中段の第4条大槌町町税条例の一部改正中、第90条については、加熱式たばこに係る課税方式の見直しに伴う改正であります。

13ページ中段の第90条の2については、たばこの税率を平成33年10月1日から1,000本につき6,122円から6,552円に引き上げる改正であります。

13ページ中段の第5条大槌町町税条例の一部改正中、第89条の2については、第90条の改正に伴う規定の整備であります。

14ページ中段から15ページ中段にかけての第90条については、加熱式たばこに係る課税方式の見直しに伴う改正であります。

15ページ下段から17ページ下段にかけての第6条大槌町町税条例の一部を改正する条例（平成27年大槌町条例第33号）の一部改正中、附則第5条については、平成27年度改正において講じた旧3級品の紙たばこに係る税率の経過措置について、本年4月1日から平成31年3月31日までの間の税率を、平成31年9月30日まで適用する改正であります。

なお、附則については、第1条が施行期日、第2条は町民税に関する経過措置、第3条が固定資産税に関する経過措置、第4条から第10条までは町たばこ税に関する経過措置の規定となっております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第66号大槌町町税条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第10 議案第67号 大槌町町営住宅等条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第10、議案第67号大槌町町営住宅等条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） それでは、次ページの新旧対照表をお開きください。

別表第3条関係の町営住宅等の名称に、上町第2町営住宅を追加し、所在地に大槌町上町を追加するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。
討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第67号大槌町町営住宅等条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第11 議案第68号 大槌町農村広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第11、議案第68号大槌町農村広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（鎌田精造君） それでは、議案第68号大槌町農村広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

次のページの新旧対照表をお開きください。資料の左が改正前、右側が改正後となります。

改正の内容は、吉里吉里地区にある大槌町農村広場の使用料金につきましては、別表第8条、第21条の記載のとおり、表の1の利用者については町内及び釜石市内に居住する者と改め、表の2につきましては、昼間と全日における使用料金を各時間帯の料金に改正するものでございます。

附則、この条例は平成30年7月1日から施行するものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第68号大槌町農村広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第12 議案第69号 大槌町立都市公園条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第12、議案第69号大槌町立都市公園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（鎌田精造君） それでは、議案第69号大槌町立都市公園条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

新旧対照表の資料の最後のページの3ページをお開きください。資料の左側は改正前、右側は改正後となります。

改正の内容は、大槌町立都市公園における城山体育館の使用料金につきまして、別表3の記載のとおり、表の3の町外居住者の使用料において、ただし書きの箇所に、釜石市内の居住者については普通使用料を適用すると改めるものでございます。

附則、この条例は平成30年7月1日から施行するものでございます。

以上、御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第69号大槌町立都市公園条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第13 議案第70号 林業者等健康増進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第13、議案第70号林業者等健康増進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（鎌田精造君） それでは、議案第70号林業者等健康増進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてに御説明いたします。

次のページの新旧対照表をお開きください。資料の左が改正前、右側が改正後となります。

改正の内容は、寺野地区の相撲場及び弓道場の使用料金につきましては、別表の記載のとおり、町外居住者の場合の使用料において、ただし書きの箇所を、釜石市内の居住者についてはこの限りではないとし、改めるものでございます。

附則、この条例は平成30年7月1日から施行するものでございます。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第70号林業者等健康増進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第71号 工事請負契約の締結について

○議長（小松則明君） 日程第14、議案第71号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総合政策部長。

○総合政策部長（齋藤正文君） 議案第71号工事請負契約の締結につきまして御説明申し上げます。

- 1、契約の目的。大槌駅観光交流施設建設工事。
- 2、契約の方法。一般競争入札。
- 3、契約の金額。1億1,426万4,000円。
- 4、契約の相手方。岩手県釜石市両石町第4地割26番地12、株式会社八幡建設、代表取締役 八幡康正でございます。

次のページをお開きください。

- 1、入札執行年月日は、平成30年5月14日。
- 2、入札参加条件は、以下の条件全てを満たす者であること。
大槌町営建設工事入札参加資格者名簿に登録されていること
岩手県営建設工事入札参加資格者名簿のランク付け建築A級
- 3、入札参加業者は、株式会社八幡建設、菱和建设株式会社でございます。
- 4、工事概要につきましては、別紙参考資料をお開きください。

工事場所は、大槌都市計画事業町方地区震災復興土地地区画整理事業71街区1画地内。

工事期間は、本契約日から平成31年1月31日まで。

実施理由は、大槌駅に観光案内及びテナント等を併設することにより、観光客への情報発信拠点としての機能を強化し、また町内観光の玄関口とすることで観光業や物産販売業等の振興を図るもの。

施工概要は、鉄骨造で平屋建て、建築面積が181.05平方メートル、延べ床面積が161.14平方メートル。

施設外観は、資料のとおりでございます。なお、平面図を添付しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） ちょっと教えてください。工事名が大槌駅観光交流施設建設工事

となっていますけれども、これは駅と施設を一体的に整備するものという解釈でいいのか、それが160平米ほどで1億だとなると、坪単価に割り返すと結構高く見えるんですけども、建物のほかにその附帯の、この絵にあるように駐車場からちょっと公園みたいなものから一体的な整備、中身についてももう少し詳しくお知らせください。

○議長（小松則明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（藤原 淳君） この整備につきましては、駅舎の整備ということになります。基礎工事等も含めての駅舎の整備になります。施設的には、その大槌駅観光交流施設ということで、合築の施設ということになります。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） その駅舎はわかりました。駅と施設と一体的にハードを設備すると。その外構とかほら、いろいろ公園みたいなものとか待合、屋外のものがあったりするんですけども、実際これらも全部含めての1億1,000万円という意味ですか。総事業費。

○議長（小松則明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（藤原 淳君） この外観図のほうには外構等もありますけれども、外構工事のほうは含まれておりません。今回の駅舎の工事については、くい工事等も含まれておりますので、金額が膨らんでいるということになります。

○議長（小松則明君） ほかに質疑。下村義則君。

○2番（下村義則君） 済みません、ここの駅周辺の駐車場の関係と、あとは釜石の駅を見ますと、そばとか食べる場所ありますよね。結構そういうのを利用している方々もいると思うんですが、大槌の駅の中には、そのそばとか食べる場所もあるのかというのを確認したいんですけども。

○議長（小松則明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（藤原 淳君） 駅舎の中には、利便施設というところで、そういった飲食をするスペース等は設けております。ただ、中のほうでどういった営業をするのかというのは、今後その指定管理者のほうで決めていくことになります。

駐車場につきましては、駅前広場のほうで駐車スペースを設けているということになります。台数は、ちょっとお待ちください。全部で15台のスペースになります。

○議長（小松則明君） 下村義則君。

○2番（下村義則君） この15台というのは、大型車、普通車含めてですか。

あともう1点、ここは例えば有料になるのですか、何時間とかとめれば。その辺をちょっと教えてもらえませんか。

○議長（小松則明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（藤原 淳君） 15台のところについては、普通車両用のスペースで15台、あとそれから外周りのほうでバスを停車する部分があります。普通車と、あと軽自動車3台分のスペースになります。15台の中には軽自動車3台分のスペースが含まれております。そのほかに、駅の周囲のほう、回る道路のところについてはバス停として2台分停車スペースがありますし、タクシー用の停車スペースも4台分になります。それと、あとタクシーの乗降用のスペースとして2台分用意してあります。以上です。

○議長（小松則明君） その15台の中の2台がタクシー分ですか。総合政策課長。

○総合政策課長（藤原 淳君） 駐車スペース、全部で15台ありまして、15台のうち軽自動車のスペース分が3台です。あと、そのほかにバス停として2台分の駐車スペース、それからタクシーの乗降用のスペースとして2台分ございます。以上です。

○議長（小松則明君） 下村義則君。

○2番（下村義則君） その15台の駐車場の料金が発生しますかというのをまだ答えていませんし、あともう1点、この駐車場には障害者用のマークの駐車場もあるのか教えてください。

○議長（小松則明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（藤原 淳君） 駐車場につきましては、現在のところは無料で考えております。

それから、身障者用の乗降スペースとして1台分設けております。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 今のことだけれども、なるべく資料を見て答弁しているようだけれども、やっぱりその資料もみんなに配付したほうが、でき上がればわかるものですが、資料を配付したほうがいいと思いますので、よろしくお願いします。後で結構です。

○議長（小松則明君） 産業振興部長、食についての部分に対しては関係ありましたか。産業振興部長。

○産業振興部長（藤原賢悦君） 駅舎施設の指定管理を観光交流協会が受けるという方向で今調整を進めておりまして、観光交流協会のほうで、その駅舎の中にある飲食スパー

ス、どのような利用をするかという今検討を行っているところですが、何か食べられるようなものを売るような事業者さんと連携して運営していきたいなということを、観光交流協会の理事会の中で今検討しているところでございます。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 図面を見ていただきたいんですが、屋上広場というのがございます。この屋上広場についてちょっとだけ説明いただきたいんですが、文字が見えにくくて、何かその下にも文字が入っている、または右側のほうにも何か書いてあるんですが、よくわからないので、その辺の説明をお願いいたします。

○議長（小松則明君） 少々お待ちください。見えないな。東梅 守君。

○7番（東梅 守君） この図面の詳細にわかるものを、後でまたいただければよろしいかと思えます。

それで、質問しますけれども、この屋上の安全なその使用の目的をどのように考えているのかをお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 総合政策部長。

○総合政策部長（齋藤正文君） こちらについては、きちんと手すり等を配置させていただいて、転落防止のためのものをきちんと設置させていただいておまして、安全対策のほうはとっていきたいと考えております。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） あとは、この一応広場というふうになっているんですが、これについて、例えばこの上でイベントをやりたいとかいろいろな場合に、そういう使用も可能なかどうか、その辺をお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 総合政策部長。

○総合政策部長（齋藤正文君） ちょっと今後の検討ではございますけれども、そういったいろいろなことに使えるようにというふうなことでつくっているものでございますので、そういったイベント等の利用も今後検討していきたいと考えております。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第71号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第15 議案第72号 財産の取得について

○議長（小松則明君） 日程第15、議案第72号財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 1、財産の品名。三枚堂町営住宅集会所。

2、取得する財産。集会所1棟及び附帯施設（平面駐車場等）。

3、取得の方法。随意契約。

4、取得の金額。2,012万2,729円。

5、契約の相手方。岩手県盛岡市内丸10番1号、岩手県 岩手県知事 達増拓也です。

次のページの資料をお開きください。

物件の種類は集会所1棟。構造規模、木造平屋。建築面積、約96平方メートル。延床面積、約87平方メートル。附帯施設として、平面駐車場8台分、外構工事一式です。

位置図を添付してございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） この財産の取得については賛成します。そこで、ちょっと運用のほうでお尋ねしたいところがあるんですが、まずこの三枚堂の町営住宅は、1から4ということで97戸でしたよね、その方々がメインとして利用されると思うんですが、先立ってその対岸には臼澤の臼澤寺野ふれあい集会所というのもできております。その辺の利用上のすみ分けとございますか、その役割分担とございますか、まず行政のほうはどのようにお考えになっているのかということと1点。そしてまた、その管理先の委託先をどのようにまず考えているとか、指定管理の関係ですね、以上2点をお尋ねします。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） この集会所については、あくまでも三枚堂第1から第4の町営住宅の集会所という位置づけでございます。これは、非常に明確になってございまして、その集会所がある・なしによって、家賃が若干でございましてけれども左右されまして、この電気料とかの共益費をどうやって分担するかという問題もあって、それについてはこの三枚堂1から4の住宅の方々に負担していただくというふうに考えてございます。

それから、管理の方法でございますが、これについては普通の町営住宅と同じ、一緒になりますので、岩手県建築住宅センターの今の指定管理者のほうに管理を委託したいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） わかりました。県の団体に委託するというので、まず安心しました。ということは、まずその臼澤寺野ふれあいセンターは、指定管理ということで地域の自治会が担っておりますので、もしかしたらこの部分も委託先の、なるのかなというところをまず聞いたかったんですね。そこで、この集会所が拠点となって自治組織というのが成り立っているような、今のまず新しい復興のまちづくりの中で、そういうふうな方法で行政のほうも、そしてまた地域のほうもそういうふうな方向になっているんですが、さきに言いましたその臼澤寺野のふれあい集会所の組織は、要するにあの近辺から我々が住んでいる山岸・中村地区までが一くくりの中で町組織を立ち上げて、あそこのふれあい集会所を拠点として活動しております。そのことを考えれば、その自治組織として、役場はどのように当該地区のその自治組織を誘導していくのかというところをお聞きしたいわけでございますが。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） この4つの町営住宅でございますけれども、この部分のコミュニティーというか、コミュニティー総合支援室とも協議してまいったんですが、これについては今言った臼澤寺野の自治会のほうの参加というところで、あとその後はどういったことになるかは今後の協議次第ですけれども、基本的にはその中の自治会の中に入るというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） わかりました。ということは、その自治会が結成されて、大所帯になって、自治会の幹部の方々もいろいろ運営のほうがなかなか苦勞しているところもあるんです。ですので、そのことについては自治会関係者と詰めた中で、しっかりキャッチボールした中で今後進めていってください。要望です。以上です。

○議長（小松則明君） 進行いたします。質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第72号財産の取得についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第16 議案第73号 財産の取得について

○議長(小松則明君) 日程第16、議案第73号財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長(那須 智君) 1、財産の品名。大槌町災害公営住宅買取事業(町方地区)災害公営住宅その3。

2、取得する財産。災害公営住宅24戸及び附帯施設(平面駐車場・外部物置等)。

3、取得の方法。随意契約。

4、取得の金額。4億3,261万3,440円

5、契約の相手方。岩手県盛岡市向中野二丁目1番1号、大和ハウス工業株式会社岩手支店、支配人 櫻下 信。

次のページの資料をお開きください。

戸建て3DK3戸、木造2階。戸建て4DK8戸、木造2階。長屋2DK(A)2戸、木造平屋。長屋2DK(B)11戸、木造平屋。附帯施設として、外部物置13カ所、平面駐車場15台分、外構工事一式です。

位置図を添付してございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(小松則明君) 質疑に入ります。(「なし」の声あり)質疑を終結いたします。

討論に入ります。(「なし」の声あり)討論を終結いたします。

議案第73号財産の取得についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第17 議案第74号 町道の路線変更について

○議長(小松則明君) 日程第17、議案第74号町道の路線変更についてを議題といたしま

す。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） それでは、別紙をお開きください。

変更する路線、花輪田9号線です。

路線変更図を添付しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第74号町道の路線変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第18 議案第75号 平成30年度大槌町一般会計補正予算（第2号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第18、議案第75号平成30年度大槌町一般会計補正予算（第2号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 議案第75号平成30年度大槌町一般会計補正予算（第2号）を定めることについて説明いたします。

1 ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正。歳入。

9款地方交付税1項地方交付税、補正額1億3,874万1,000円は、震災復興特別交付税であります。

13款国庫支出金2項国庫補助金、補正額4,802万円は、消防防災施設災害復旧費補助金であります。

14款県支出金2項県補助金、補正額135万円は、郷土芸能復興支援事業補助金であります。

17款繰入金2項基金繰入金、補正額3億9,545万6,000円は、ふるさとづくり基金繰入

金及び東日本大震災復興交付金基金繰入金であります。

19款諸収入4項雑入、補正額250万円は、コミュニティ助成事業補助金であります。

20款町債1項町債、補正額6,200万円は、大槌駅観光交流施設整備事業債及び集会施設等整備事業債であります。

2ページをお開き願います。

歳出。

2款総務費1項総務管理費、補正額5,500万円は、柗内地区集会所整備事業に係る委託料及び工事費等であります。

3款民生費1項社会福祉費、補正額250万円は、安渡地域復興協議会、赤浜自治会、桜木町自治会への地域活動に対するコミュニティ助成事業補助金であります。

7款商工費1項商工費、補正額302万8,000円は、大槌町の観光及び物産に関する情報発信を行うため、大槌駅観光交流協会のウェブページ作成に係る大槌駅観光交流協会webサイト構築事業補助金、及び観光ビジョン策定に伴い大槌の旬の食材をPRするのぼり製作事業委託料等であります。

9款消防費1項消防費、補正額7,746万9,000円は、第2分団第1・2部消防屯所整備事業に係る委託料及び工事費等であります。

10款教育費5項社会教育費、補正額270万円は、安渡虎舞保存会の山車倉庫整備に対する郷土芸能復興支援事業補助金であります。

15款復興費2項復興推進費、補正額4億9,577万円は、(仮称)大槌地区産業集積地整備に係る集約まちづくり基盤施設整備工事及び町方地区津波復興拠点整備事業に伴う各種工事等であります。

3項復興政策費、補正額1,000万円は、大槌駅観光交流施設整備工事及び大槌駅観光交流施設外構整備工事であります。

12項復興支援費、補正額160万円は、仮設店舗の集約に係る仮設店舗集約移転補助金であります。

3ページをお願いいたします。

第2表地方債補正、追加。

起債の目的、集会施設等整備事業、限度額5,200万円。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、当初予算と同様のため省略させていただきます。

4ページをお願いいたします。

変更。

起債の目的、大槌駅観光交流施設整備事業、補正前限度額2,330万円、補正後限度3,330万円。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同様のため省略させていただきます。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

3ページをお開きください。

第2表地方債補正、追加。進行いたします。

4ページ、変更。進行いたします。

7ページをお開きください。

歳入。

9款地方交付税1項地方交付税。進行いたします。

13款国庫支出金2項国庫補助金。進行いたします。

14款県支出金2項県補助金。進行いたします。

17款繰入金2項基金繰入金。進行いたします。

19款諸収入4項雑入。進行いたします。

20款町債1項町債、8ページ上段まで。

歳入の質疑を終わります。

9ページ、歳出に入ります。

2款総務費1項総務管理費。進行いたします。

3款民生費1項社会福祉費。進行いたします。

7款商工費1項商工費、10ページ上段まで。進行いたします。

9款消防費1項消防費。進行いたします。

10款教育費5項社会教育費。進行いたします。

15款復興費2項復興推進費。

3項復興政策費。

12項復興支援費。芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 仮設店舗の集約補助金ということで、ちょっと関連して伺います。

全協でも説明あったとおり、当町では国にその仮設の店舗を少し延ばしてほしいと、ただし条件は、再建をするんだけど、まだ明らかに公的な理由で間に合わない場合。おおむね15事業所ぐらいというふうな予測を立てていて、先日その事業所さん、その対象者だけではなくて幅広く説明会をしたと聞いていますが、その状況とか、あとその今後の見通しについてお聞かせください。

○議長（小松則明君） 産業振興部長。

○産業振興部長（藤原賢悦君） お答えします。

現在、仮設店舗の入居している全ての方に、期限までに退去できるかどうかというのを調査をしております、きのうちょうど締め切りだったんですけども、回答いただいております。

それで、その前に先月の30日と31日には、入居者の方々を対象に、こういった延長するのと集約するという方針のお話を、説明会を開催いたしました。説明会には、約20を超える事業者さん、22～23事業者さんに御出席いただいております。それで、皆様事業者様からの回答状況なんですけれども、今集計をかけているところで、ざっくりの状況でしかお知らせできないんですが、やはり工事関係の事業がおくれている、どうしても期限までに出不来という方が若干ふえそうな見込みになっておまして、大体20事業者さんほど退去期限までに間に合わないので延長措置してくれというようなお話をいただいております。

今後、その理由とか内容を精査しまして、本当に仮設店舗に延長して入っていただける方かどうか確認をしまして、その方々にお知らせをした上で集約計画を進めてまいりたいと考えております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 明らかにその公的なものの責任でおくれてやれないというのは、これはやむを得ないわけですよ。ただし、その延長がかなわない人は、もう9月でやめてくださいという話が一方ではあるわけですよ。だから、この公平性を担保するためには、いたずらに延びているのではなくて、明らかに公的な理由だとか、建築屋さんが契約をしているけれども間に合っていないとかということ担保してあげないと、やめた人たちに申しわけないという話になる。やめる人も、3月まではやりたいのにと、やめるにはやめるけれどもね、という話が出てくるから、必ず。その辺が、まだ国の方向性はきちんと決まっていなくても、そういう前提で進んでいるわけだから、一歩間

違ってしまうと特定の事業者だけ優遇してしまうということになるから。

私も残念なことに、再建すると思っていた町内の商業者がもうやめるというふうなお手紙をいただきました。何でやめるんだろうと思いつつも、やはり苦渋の決断だったんだと思うんですよ。だから、ここでやりたくても、やりたいけれども今のような事情があって、延ばし延ばしして、最終的にはやめざるを得ないとなったときに、じゃあその議論は何だったのという話になるので、その辺が丁寧にやっていかないと、あの人は最終的にはやめたけれども、1年も延長してもらったっちゃ、という話になる。そういうことのないようにしないと、何かこのやった、やらないだけで生臭い話になってしまうのは非常に残念なので、やってもらうことは大前提なんだけれども、それに対しては応援しなければならぬけれども、片方でもう集約でやめざるを得ない人たちもいるというようなこともきちんと整理をしてやっていただきたいと思います。以上です。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第75号平成30年度大槌町一般会計補正予算（第2号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時57分

○

再 開 午後0時04分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

○

○議長（小松則明君） 追加議事日程についてお諮りいたします。

ただいま請願審査報告書が1件追加提出されました。会議規則第22条の規定により、これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、日程に追加し、議題とすること

に決定いたしました。

○

追加日程第1 請願審査報告

○議長（小松則明君） 追加日程第1、請願審査報告を議題といたします。

請願第2号ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシー事業を守る施策推進を求める請願について、産業建設常任委員長の報告を求めます。金崎悟朗委員長、御登壇願います。

（産業建設常任委員長 金崎悟朗君 登壇）

○産業建設常任委員長（金崎悟朗君） 請願審査結果報告。

請願第2号ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシー事業を守る施策推進を求める請願について、審査報告をいたします。

本請願については、平成30年第1回定例会において付託され、閉会中の継続審査となっておりました。6月5日に委員会を招集し、審査いたしました。

ライドシェアは、普通第二種免許や運行管理者の配置も不要とされる白タク行為を合法化するものであり、事故が起きたときなど問題点が指摘されております。また、ライドシェアが導入されると、タクシー事業ばかりでなく、地域公共交通の存立や地域経済への影響も与えかねないものです。このことから、安全・安心な地域公共交通機関を利用者に提供していくために、ライドシェアの導入は行わないほうがよいと考え、委員会はこれを採択することと決定いたしました。

審査の結果につきましては、請願審査報告書のとおりでございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小松則明君） お諮りいたします。

本案は付託案件でありますので、質疑を終結したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議ありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論終結いたします。

請願第2号ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシー事業を守る施策推進を求める請願について採決いたします。

本請願は、委員長の報告のとおり採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本請願は採択と決定いたしました。
暫時休憩いたします。

休 憩 午後0時07分

○

再 開 午後0時12分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

○

○議長（小松則明君） 追加議事日程についてお諮りいたします。

ただいま発議案1件追加提出されました。会議規則第22条の規定により、これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○

追加日程第2 発議案第1号 ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシー
事業を守る施策推進を求める意見書(案)の提出につ
いて

○議長（小松則明君） 追加日程第2、発議案第1号ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシー事業を守る施策推進を求める意見書(案)の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 発議案第1号ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシー事業を守る施策推進を求める意見書(案)の提出について、提案理由の説明をいたします。

本件につきましては、平成30年第1回定例会において請願第2号として提出され、先ほどの本会議において採択されましたことから、意見書(案)を提出することといたしました。

提案の趣旨は、意見書(案)のとおりでございますので、どうか御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） お諮りいたします。

本案につきましては、議会運営委員会で調整されましたので、質疑、討論を終結したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明） 御異議ありませんので、質疑、討論を終結いたします。

発議案第1号ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシー事業を守る施策推進を求める意見書（案）の提出についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議されました議案審議は全て終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

平成30年第2回大槌町議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでございました。

閉 会 午後0時15分

上記平成30年第2回定例会会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

議 員

議 員